

焼却残渣運搬業務委託

特記仕様書

令和 8年 4月

尾 鶴 市

明示項目	明示項目の詳細	明示事項
共通	<p>1 業務内容 ・焼却残渣</p> <p>2 適用基準等</p> <p>3 提出書類・成果品の提出等</p> <p>4 その他</p>	<p>ア 運搬回数：5回程度/月 イ 積込場所：尾鷲市大字南浦字中村地内 ウ 積込時間：尾鷲市が指示する日及び時間 エ 搬出先：三重県伊賀市内 オ 運搬車両の仕様については次ページのとおりとする カ 本市から排出する焼却残渣を適正に運搬をする。</p> <p>ア 「業務委託等契約書」 イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律他関係諸法令等」 ウ 「その他関係通知等」 エ その他指示するもの</p> <p>ア 収集運搬車両の写真 イ 収集運搬車両の自動車検査証の写し ウ 借入車両の場合はその使用承諾書等の写し エ 事業を行うに足りる技術能力を証明する書類(別添資料参照) オ 業務委託実績報告書（月単位）：1部（焼却残渣） カ ア～エについては契約締結後5日以内に、オについては翌月の10日までに提出すること。</p> <p>ア 関係機関との協議を必要とするときは、誠意をもって行う。</p>

I 運搬車両の仕様等	1	・焼却残渣等	ア 国道425号線を通行可能な車両とする。 イ 最大10tの積載可能な車両及びコンテナとし、後部扉は開閉式であること。 ウ 清掃工場の灰バンカーにおいて、スムーズに焼却残渣の積み込みができる車両とする。 (荷台が長さが4.7m～8.4mまで、幅が2.3m～4.0mまで高さが3.0mまでとする。) エ 車両の荷台は、水密仕様（荷台に隙間が無く、後部扉はパッキン付きで荷台に密着してロックが可能で、水等が漏れないこと）であること。 オ 飛散防止措置を施こし、運搬中の飛散防止を厳守すること。
------------	---	--------	---